金融庁検査局総務課

マネーロンダリングモニタリングチーム 御中

一般社団法人全国銀行協会

「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン (案)』 及び『主要行等向けの総合的な監督指針』等の一部改正 (案)」に対する意見 の提出について

平成29年12月8日付けで意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙の とおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以上

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン(案)に関する意見等

| 項番 | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|----|---|---|--|
| 1 | 1 | [Ⅰ基本的考え方/I-1マネー・ローン ダリング及びテロ資金供与対策に係る基 本的考え方] | 本ガイドラインの対象に、仮想通貨業者、資金移動業者(MVTS)は含まれているという理解でよいか。 |
| 2 | 2 | [I 基本的考え方/ I - 1 マネー・ローン ダリング及びテロ資金供与対策に係る基 本的考え方] | 「金融機関等においては、…経営陣の主体的な関与も含めた地域・部門横断的なガバナンスにより、…」という記載について、本ガイドラインにおける「経営陣」の定義を明確にしていただきたい。例えば、マネロン・テロ資金供与対策の担当役員および関係する営業部門や監査部門の担当役員の総称という理解でよいか。 |
| 3 | 4 | [Ⅰ基本的考え方/Ⅰ-3業界団体や中央機関等の役割] | 「業務委託等の方法により…リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与対策を講ずることが求められる。」という記載について、以下の点についてはどのように考えているのか。 (1)受託の範囲には、リスクベース・アプローチにもとづき、AML/CFT に関する、フィルタリング、モニタリングを含むことを前提としているのか。 (2)受託金融機関が、送金依頼人、送金受取人に確認するという独自強化策を講じている場合(たとえば、北朝鮮近隣都市が関係する仕向送金の送金依頼人に対する送金目的確認)、受託した取引についても、リスクベース・アプローチにもとづき、同様のリスク軽減策を講じるべきと考えるが、その場合、送金依頼人・受取人は受託金融機関の顧客ではなく、委託元の顧客であるので、顧客宛確認措置については、委託元が行うべきと考えるが、そのような整理で問題ないか。 |
| 4 | 4 | [Ⅰ基本的考え方/Ⅰ-3業界団体や中央機関等の役割] | ここでいう「マネロン・テロ資金供与対策」とは、受託金融機関における業務を遂行する際における対策と同程度でいいのか、委託元という本来的にマネロン・テロ資金供与対策を行う者がいることに鑑み、自社における業務より低くてもよいと解する余地があるのか、または、委託元は外国送金等を行っていない、あるいはかかる分野につき専門性を有しないからこそ業務委託を行っていることからすると、むしろ自社における業務よりも高度の注意義務等が課されると考えるべきなのか。 |
| 5 | 5 | [I 基本的考え方/ I − 4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応] | 「金融当局としては、本ガイドラインを踏まえた…金融機関等の管理態勢の改善を図る。」という記載について、「対応が求められる事項」に係る措置を完了すべき時期について、どのように考えているのか。 |

| 項番 | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|----|----|---|---|
| 6 | 5 | [I 基本的考え方/ I - 4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応] | 「本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、金融庁所管の事業者を対象とする」と規定しているが、金融システム全体の健全性を構築するためには、他省庁の所管する特定事業者、たとえば、ファイナンスリース業者、クレジットカード発行業者、宅地建物取引業者、貴金属等取扱業者、士師業者等も、所管省庁と連携して対象とするべきと考えるが、そのような検討はなされているのか。また、グループ管理の観点から、ファイナンスリース業者、クレジットカード発行業者をグループ傘下に抱まる。これが関係は、これらの業質のがよって合われて対してもまずくだされた。日常の対応さればる。これが関係は、これらの業質のがよって合われて対してもまずくだされた。日常の対応さればる。これを対してもまずくだされていません。これに対してもまずくだされていません。これに対してもまずくだされていません。これに対していません。これに対していません。これに対していませんが表現では、これに対していません。これに対していまから、これに対していません。これには、これには、これになりになりになりには、これになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりになりに |
| 7 | 8 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2リスクの特定・評価・低減/(1)リスクの特定特定]【対応が求められる事項】「③」 | える金融機関等は、これらの業種のグループ会社に対しても本ガイドラインと同様の対応を求めるべきか。 取引に係る国・地域に関して、間接の取引可能性については以下のような間接性と理解しているが、認識相 違があれば本分中に補足等記載いただきたい。 ・制裁対象国などハイリスク国の周辺国・地域との取引。 ・銀行が主体的に担う資金決済のみならず、顧客が行う商取引行為が制裁対象国などハイリスク国・地域に 関連している場合(銀行にとって間接的にハイリスク国に結びつく) |
| 8 | 9 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2リスクの特定・評価・低減/(1)リスクの特定]【対応が期待される事項】「a.」 | |
| 9 | 10 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2リスクの特定・評価・低減/(2)リスクの評価〕【対応が求められる事項】「⑤」 | 評価の過程にまで経営陣の関与を求めるのは過剰な関与・非効率な社内プロセスを招く恐れがある。項番② において全社的方針、具体的手法が整備されていることが前提になるため評価結果の承認のみで経営陣の関 与として十分であると考える。 また、当該箇所の他にも様々な箇所に「経営陣の積極的な関与」といった記載が見られるが、具体的にどの ような事項に対してどこまで経営陣が関与すべきかが記載されておらず、金融機関として具体的対応方法が 理解しづらい箇所が多いと考える。 |
| 10 | 12 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2リスクの特定・評価・低減/(3)リスクの低減/(ii)顧客管理] | <u> </u> |

| 項番 | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|----|----|-----------------------|---|
| | | | ○当該顧客と業務関係を確立(又は既存顧客と既契約の業務関係を継続)する際に上級管理者の承認を得る |
| | | | こと。 |
| | | | ○財源及び資金源を確認するための合理的な措置をとること。 |
| | | | ○業務関係についてより厳格な継続的監視を実施すること。 |
| | | | 全てのタイプの PEP に求められる措置は、当該 PEPs の家族又は <u>近しい間柄にある者</u> にも適用される。 |
| 11 | 13 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リ | 当該条項の位置づけに鑑みれば、下線部の表記は広範に過ぎるため、再考をお願いしたい。 |
| | | スクの特定・評価・低減/(3) リスクの低 | 「…例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、 |
| | | 減/(ii)顧客管理] | <u>顧客</u> に関する様々な情報を勘案すること」 |
| | | 【対応が求められる事項】 | 高リスク顧客・取引として厳格な顧客管理(EDD)を行うべき先であるかを判断するために顧客受入方針を |
| | | [2] | 定める必要があり(前項①)、下線部はその方針策定に当たって勘案すべき事項として例示されたものと解 |
| | | | される。 |
| | | | しかし、顧客の資産・収入の状況や資金源は、EDD を行うべき先と判断した後に追加入手が求められる情報 |
| | | | として位置づけられており(後項⑥)、下線部と EDD の記載との間の関係性が不明確。 |
| | | | また、実質的支配者の職業・事業内容、顧客の経歴に至っては、EDDですら求められていない深度の深い情 |
| | | | 報であり、方針策定に当たって勘案すべき例示事項としては広範に過ぎると思われる。 |
| 12 | 13 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リ | 「…例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、 |
| | | スクの特定・評価・低減/(3) リスクの低 | <u>顧客</u> に関する様々な情報を勘案すること」という記載について、例示されている情報の全ての入手が必須で |
| | | 減/(ii)顧客管理〕 | はないという理解でよいか。中には、実質的支配者の経歴等、入手困難な情報も含まれる。また、各情報に |
| | | 【対応が求められる事項】 | 関連する徴求書類等について想定しているものがあれば例示いただきたい。 |
| | | [2] | |
| 13 | 13 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リ | 「顧客及びその実質的支配者の本人確認事項、取引目的等の調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこ |
| | | スクの特定・評価・低減/(3) リスクの低 | れを行うこと」とされているが、実質的支配者と法人顧客との間に資本関係を有する複数の法人が存在する |
| | | 減/(ii)顧客管理〕 | 場合であっても、当該法人の本人特定事項や企業グループの資本関係図についてまで確認する必要はないと |
| | | 【対応が求められる事項】 | の(平成27年パブコメ93番)考え方に変更はないという理解でよいか。 |
| | | [3] | また、実質的支配者の定義は、現行の犯収法と同様という理解でよいか。 |
| 14 | 13 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リ | |
| | | スクの特定・評価・低減/(3) リスクの低 | |
| | | 減/(ii)顧客管理〕 | 言及すべきと考える。 |
| | | 【対応が求められる事項】 | |

| 項番 | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|----|----|--|---|
| | | ſ@J | |
| 15 | 13 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(ii) 顧客管理]【対応が求められる事項】「⑦」 | 敷居値の緩和とは、具体的にはどのようなものを想定しているのか示していただきたい。 |
| 16 | 14 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(ii) 顧客管理〕【対応が求められる事項】「⑧」 | |
| 17 | 14 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(ii) 顧客管理]【対応が求められる事項】「⑧」「ニ.」 | 「定期的に顧客情報の確認を実施」と、同頁の「【先進的な取組み事例】」の「定期的に質問状を…取引実態との齟齬等を確認」との差異をご教示いただきたい。 |
| 18 | 14 | 【Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(ii) 顧客管理〕【対応が求められる事項】「⑧」「ニ.」 | 定期的な確認の項目や、リスク毎の頻度について指針等があればご教示いただきたい。 |
| 19 | 14 | 【Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(ii) 顧客管理〕【対応が求められる事項】「⑧」「ニ.」 | 定期的な確認を求められる「顧客情報」とは最低限どの範囲を指すのか明確にして頂きたい。 現行犯収法上の本人特定事項+顧客管理事項に加え、当該顧客に対するリスク評価を行う上で、各金融機関 がそれぞれ設定した情報という理解でよいか。 |
| 20 | 14 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(ii) 顧客管理] | 「必要とされる情報の提供を…合理的な理由なく謝絶等を行わないこと」という記載に関し、以下の点についてどのように考えるか。 (1)新規顧客に対する口座開設の謝絶は当然、既存顧客に対する口座解約や取引制限もここにいう「リス |

| 項番 | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|----|----|--|---|
| | | 【対応が求められる事項】「⑨」 | ク遮断」に含まれると考えてよいか。 (2) 約款の変更等により、銀行の判断で取引の謝絶、口座閉鎖を行うことが望ましいと考えるが、約款の変更がない場合でも、本ガイドラインにもとづき、取引の謝絶などを行うことを含めリスク遮断を図ることは可能か。 (3) 犯罪収益であると疎明できないものの、資金の実態が不明な場合には、「自らが定める適切な顧客管理を実施できない」と判断しても問題ないか。 (4) 犯罪収益移転防止法第5条の「特定事業者の免責」は、ここにいう「取引の謝絶」の場合も適用されると考えてよいか。 (5) また、その際の「合理的な理由」とはどのようなものを想定しているか。「合理性」の判断は、各金融機関が、本ガイドライン等を踏まえ、リスクベースで判断して問題ないと考えてよいか。 |
| 21 | 14 | 【Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(ii) 顧客管理〕 【対応が求められる事項】 「⑨」 | リスク遮断の方法について、取引の謝絶が例示されているが、現在の実務では、取引時確認ができない顧客 |
| 22 | 14 | | AML/CFTの観点から懸念のある顧客や、懸念・問題があるために金融機関から取引を謝絶された者について、金融機関同士で照会/共有可能なプラットフォームの構築を検討いただきたい |
| 23 | 14 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(ii) 顧客管理〕【対応が期待される事項】 | 面談以外で想定している追加的な措置があればご教示いただきたい。 |

| 項番 | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|----|----|--|--|
| | | Гb. J | |
| 24 | 16 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(iv) 記録の保存]【対応が求められる事項】「①」 | |
| 25 | 16 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(iv) 記録の保存〕【対応が求められる事項】「①」 | 必要な記録の具体例を例示いただきたい(氏名、住所、生年月日等の所謂顧客情報で足りるのか、顧客情報 以外に具体的に必要となる情報があるのか否か)。 |
| 26 | 17 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(vi) IT システムの活用〕【対応が求められる事項】「③」 | 必ずしも定期的に検証を行わなくとも、枠組みを作り、継続的に検証すればよいという理解でよいか。 |
| 27 | 17 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(vi) IT システムの活用〕【対応が求められる事項】「③」 | |
| 28 | 18 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(vi) IT システムの活用〕【対応が求められる事項】「⑤」 | 「輸出入品目等についての制裁リスト」については、例えば①外為法上の制裁対象国(例:北朝鮮)との輸出入規制への対応のため、当該国の特産品を制裁リストとして IT システムで検知したり、②特に制裁対象国に限定せず、輸出入管理令で許可または承認の対象となっている武器、兵器等の貨物(輸出規制)やワシントン条約掲載品目(輸入規制)のを IT システムで検知するなど法令上の確認義務を負っていないリスク低減措置も考えられる。ついては、制裁リストに関し統一的な認識が得られるように補足説明をしていただきたい。 |

| 項番 | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|----|----|--|--|
| 29 | 18 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(vi) IT システムの活用〕【対応が求められる事項】「⑥」 | 当該箇所で求められている事項を明確にしていただきたい。 当該箇所の上段に記載されている③、④が適切に行われているのなら、⑥を設ける必要は無いのではないか。 もし当該箇所を残すなら、例えば具体策を例示列挙して、テスト目線を明らかにする必要があるのではない かと考える。 |
| 30 | 18 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(vi) IT システムの活用〕【対応が求められる事項】「⑥」 | 独立した検証は、内部・外部監査の両方を実施することではなく、どちらかを実施するという理解でよいか。 |
| 31 | 18 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(3) リスクの低減/(vi) IT システムの活用〕【対応が求められる事項】「⑥」 | 有効性の検証ポイントとしては具体的にどのようなものを想定しているのか示していただきたい。 |
| 32 | 20 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(4)海外送金等を行う場合の留意点] | 「…他の金融機関等に海外送金等を委託等する場合においても、…」という記載について、この場合、コルレス関係を通じての送金全般を指すのか、所謂ネステッド取引(受託行が他行と締結しているコルレス契約を利用して、自行の取引を執行してもらう取引)を指すのか。 |
| 33 | 20 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(4)海外送金等を行う場合の留意点]【対応が求められる事項】「②」 | |
| 34 | 20 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(4)海外送金等を行う場合の留意点]【対応が求められる事項】「③」 | 定期的に監視する方法として、どのようなもの(例:質問書 等)を想定しているのか示していただきたい。 |

| 項番 | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|----|----|--|---|
| 35 | 20 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(4) 海外送金等を行う場合の留意点]【対応が求められる事項】「⑤」 | 「他の金融機関等による海外送金等を受託等」には、コルレス契約(SWIFT RMA 締結及び口座契約のみ)は含まれないとの理解でよいか。例えば、大手銀行の地方銀行からの海外送金の受託を想定しているとの理解でよいか。 |
| 36 | 20 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(4) 海外送金等を行う場合の留意点]【対応が求められる事項】「⑤」 | |
| 37 | 20 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(4) 海外送金等を行う場合の留意点〕【対応が求められる事項】「⑤」 | 「受託等している金融機関等」が、疑わしい取引の該当性について検討・判断する為に、委託元金融機関等 との間で該当の顧客・取引に関する情報を共有することは、犯収法第8条第3項に抵触しないと理解してよ いか。 |
| 38 | 20 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(4) 海外送金等を行う場合の留意点〕【対応が求められる事項】「⑤」 | 委託元金融機関等には、資金移動業者や仮想通貨取扱業者も含まれるという理解でよいか。 |
| 39 | 20 | [Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減/(4) 海外送金等を行う場合の留意点]【対応が求められる事項】「⑥」 | 「他の金融機関等に海外送金等を委託等」には、コルレス契約(SWIFT RMA 締結及び口座契約のみ)は含まれないとの理解でよいか。 例えば、地方銀行による大手銀行への海外送金の委託を想定しているとの理解でよいか。 |
| 40 | 22 | 〔Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し /Ⅲ一1マネロン・テロ資金供与対策に係 る方針・手続・計画等の策定・実施・ 検証・見直し〕 | 実効性の検証に盛り込むべき事項を例示頂きたい。 |

| 項番 | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|----|----|--|---|
| | | 【対応が求められる事項】 「④」 | |
| 41 | 23 | 「Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し /Ⅲ一1マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・ 検証・見直し〕 【対応が求められる事項】 「④」 | 管理部門と内部監査部門が並記されているが、第2線・第3線の役割分担が分かるように記載した方がよいのではないかと考える。 |
| 42 | 23 | □□管理態勢とその有効性の検証・見直し/Ⅲ一1マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し〕 【対応が期待される事項】 「b.」 | 外部専門家等によるレビューの対象として、どのようなものを想定しているのか示していただきたい。 |
| 43 | 26 | [Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し/Ⅲ一3経営管理/(3)第3の防衛線] | 「…有効性についても定期的に検証し、必要に応じて…」という記載について、「定期的に検証」というのは「〇年に一度」といったサイクルを決めて実施することが求められているのか。それとも各金融機関のリスクに応じて検証を実施しつつ、結果的に 2~3 年に一度等の期間での検証頻度となることも許容されているのか。 |
| 44 | 26 | [Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し/Ⅲ一3経営管理/(3)第3の防衛線] | 「また、内部監査部門は、…求められる。」という記載について、内部監査部門の役割期待には、単に「対応が求められる事項」の準拠状況の検証のみならず、「対応が期待される事項」の検証および当該「対応が期待される事項」の導入等に向けた提言・指摘を含むとの理解でよいか。 |
| 45 | 27 | 〔Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し/Ⅲ一3経営管理/(3)第3の防衛線〕【対応が求められる事項】「①」「ロ.」 | 「ロ.」について、特に第 1 線の職員に須らく専門性・適合性を求めることには限界があると思われ、後段 「Ⅲ-5 職員の確保、育成等」の記載内容も踏まえると、現場実態を勘案し、専門性・適合性を有した職員 を可能な限り配置しつつ、係る専門性・適合性が組織として機能・継続するような態勢になっているか、と いう解釈で問題ないか。 |
| 46 | 27 | [Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し/Ⅲ一3経営管理/(3)第3の防衛線]【対応が求められる事項】 | 「Ⅱリスクベース・アプローチ/Ⅱ-2リスクの特定・評価・低減/(3)リスクの低減/(vi)ITシステムの活用」の「【対応が求められる事項】」「⑥」で「内部・外部監査等の独立した検証プロセスを通じ、ITシステムの有効性を検証すること」という記載があることを踏まえ、「(3)第3の防衛線」でも、外部監査の活 |

| 項番 | 頁 | 該当箇所 | 意見等 |
|----|----|---------------------|--|
| | | 「①」「ホ.」 | 用について言及してもよいのではないかと考える。 |
| 47 | 27 | 〔Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し | 「必要な対応」には、マネロン・テロ資金供与リスクにつき、全領域をオフサイトのモニタリングで把握し |
| | | /Ⅲ-3経営管理/(3)第3の防衛線〕 | つつ高リスクのものについてはモニタリング深度向上またはオンサイトによる検証を実施する、という対応 |
| | | 【対応が求められる事項】 | も該当するという理解でよいか。 |
| | | [3] | |
| 48 | 27 | 〔Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し | グループベース、グローバルベースの管理態勢整備に関し、管理対象とするグループ会社の範囲や各社に求 |
| | | /Ⅲ-4 グループベースの管理態勢] | める水準は、各金融機関の業態に応じた個別の判断で行ってよいという理解でよいか。 |
| 49 | 27 | 〔Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し | 海外拠点も含めた対応が求められているが、本ガイドラインの英語版の作成も検討いただきたい。 |
| | | /Ⅲ-4グループベースの管理態勢〕 | |
| 50 | 28 | 〔Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し | 国内のグループ会社間の顧客情報・取引情報の情報共有態勢の整備に当たり、個人情報保護法や金融商品取 |
| | | /Ⅲ-4グループベースの管理態勢〕 | 引法など我が国の法制上、どこまでの情報の共有が可能か、またその理由をご教示いただきたい(例えば疑 |
| | | 【対応が求められる事項】 | わしい取引の届出をした顧客情報・取引情報のみ共有可能など)。 |
| | | [2], [4] | |
| 51 | 30 | 〔Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直 | 「…適切かつ継続的な研修等(関係する資格取得を含む。)…」という記載について、具体的に、どのよう |
| | | し/Ⅲ-5職員の確保、育成等〕 | な資格を想定しているのか示していただきたい。 |
| 52 | 30 | 〔Ⅲ管理態勢とその有効性の検証・見直し | 職員の適合性を確認する方法として、どのような方法を想定しているのか示していただきたい。 |
| | | /Ⅲ-5職員の確保、育成等〕 | |
| | | 【対応が求められる事項】 | |
| | | آ ل | |

以上